

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、特定非営利活動法人れいんぼーみさき地域活動支援センターれいんぼーみさきから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和７年９月３日

富山市長 藤 井 裕 久

１ 随意契約の内容

（１）件名

点字の打刻作業

（２）提供を受ける役務の内容

身体障害者手帳交付案内用窓あき封筒 [2,700 枚] への「とやましやくしょ」点字の打刻作業

（３）役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和７年９月３０日まで

２ 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設等であって、富山市内に所在していること。

３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

４ 見積書の提出期限及び提出先

（１）提出期限

令和７年９月８日

（２）提出先

福祉保健部 障害福祉課